

譲渡所得等の非課税特例の対象となるための「標準的な寄附行為」について

- ◆ 譲渡所得等の非課税の特例（一般特例）の対象となるためには、**寄附行為に一定の事項を定める必要**があります（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号など）。
- ◆ 「学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の**標準的な寄附行為**（都道府県知事所轄学校法人向け）」に則って、**寄附行為を定めていただくことで、上記の一定の事項が全て定められる**ことになります。
- ◆ なお、大臣所轄学校法人等において、学校法人の理事等及びその親族から寄附を受け入れるなど、一般特例の制度を適用する場合については、標準的な寄附行為によらず、「寄附行為作成例」を参考に、上記の一定の事項を反映した寄附行為を定めていただく必要があります。

【参考】譲渡所得等の非課税措置の特例（概要）

個人が土地・建物・株式などの財産を法人に寄附する場合（現物寄附）、通常は、その財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税される。

一方で、**現物寄附を学校法人などの公益法人等に行う場合、一定の承認要件*1を満たすと、**国税庁長官の承認により**非課税**となる。 *1 適用する制度によって要件が異なります（詳細は次のとおり）。



学校法人の理事等やその親族から寄附を受け入れる場合はこちら！

一般特例

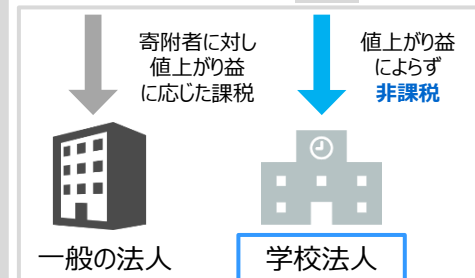
【承認要件】

- ① 寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- ② 2年以内に学校法人の目的とする事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- ③ 寄附により、寄附をした人又はその親族等の税負担を不当に減少させる結果にならないこと

承認特例*2

【承認要件】

- ① 寄附者及びその親族が寄附先の学校法人の理事等でないこと
- ② 寄附された財産が学校法人会計基準の基本金に組み入れられること
- ③ ②に関する理事会の決定があること



*2 ①の要件を前提に、承認要件が緩和され、かつ、原則1か月の自動承認が適用される制度。

譲渡所得等の非課税特例の対象となるための 「標準的な寄附行為」について

▶ 「寄附行為作成例（都道府県知事所轄学校法人向け）」との主な差異について

	寄附行為作成例	標準的な寄附行為
理事の定数 (第6条第2項関係)	5名以上	<u>6名以上</u>
理事の資格及び構成 (第9条関係)	—	理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者*であってはならない旨を追記
理事会における特別決議事項 (第20条第2項等関係)	寄附行為の変更、解散、合併以外は普通決議とすることも可能	寄附行為の変更、予算・事業計画の作成・変更、事業報告・計算書類・財産目録の承認等の決議には「 <u>理事の総数（現在数）の3分の2以上</u> 」が必要
監事の資格及び構成 (第24条関係)	—	監事には、理事及び評議員のみならず、その親族その他特殊の関係がある者*及び法人職員が含まれてはならないこと、他の監事と親族その他特殊の関係がある者*であってはならない旨を追記
評議員の資格及び構成 (第33条関係)	—	評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者*であってはならない旨を追記
役員及び評議員の報酬 (第52条関係)	—	役員 ¹ の地位にあることのみによっては、支給しない旨を追記
附則第4項	私立学校法第31条、第46条及び第62条	役員・評議員の資格及び構成の要件を追記したことを踏まえ、「 <u>寄附行為第9条、第24条及び第33条</u> 」を引用
附則第6項	—	評議員が9名以上の場合に限り置くことができる経過措置の例を追加（改正法附則第2条第2項関係）

* 親族その他特殊の関係がある者

…租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するもの

▶ 上記の他、軽微な文言変更を行っている。